

平成十三年厚生労働省令第百九十三号

地域雇用開発促進法施行規則

地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十
三号）第二条第二項第三号、第三項第二号及び第
三号並びに第四項第二号及び第三号、第九条第二
項、第十五条第二項並びに第二十二条第一項の規
定に基づき、地域雇用開発促進法施行規則を次の
ようく定める。

（法第二条第二項第一号の厚生労働省令で定め
る者）

第一条 地域雇用開発促進法（以下「法」とい
う。）第二条第一項第二号の厚生労働省令で定
める者は、公表された最近の国勢調査の結果に
よる労働力人口（次条において「労働力人口」
という。）に算入される者とする。

（法第二条第二項第三号の厚生労働省令で定め
る状態）

第二条 法第二条第二項第三号の厚生労働省令で定
める状態は、次のいずれにも該当するものと
する。

一 最近三年間ににおけるその地域に係る労働力
人口に対する当該地域内に居住する求職者
(次号において「地域求職者」という。)の数
の割合が、当該期間における全国
の労働力人口に対する求職者の数の割合の月
平均値以上であること。

二 最近三年間又は最近一年間ににおける地域求
職者の数に対するその地域内に所在する事業
所に係る求人の数の比率（以下この条及び次
条において「地域求人倍率」という。）の月
平均値が同期間ににおける全国の求職者の数に
対する求人の数の比率（以下この条及び次
条において「全国求人倍率」という。）の月平
均値に三分の二を乗じて得た率（当該率が一
を超える場合にあっては一とし、〇・六七未
満である場合にあっては〇・六七とする。た
だし、全国求人倍率の月平均値が〇・六七未
満である場合にあっては、全国求人倍率の月
平均値とする。）以下であること。

近一年間ににおける地域求人倍率の月平均値が共
に〇・五以下である地域については、同項第一
号中「月平均値以上」とあるのは、「月平均値
に三分の二を乗じて得た割合以上」とする。
(法第二条第三項第三号の厚生労働省令で定め
る状態)

第三条 法第二条第三項第三号の厚生労働省令で定
める状態は、次のいずれかに該当するものと
する。

2

一 最近三年間又は最近一年間ににおける地域求
職率の月平均値が、それぞれ当該期間にお
ける全国求人倍率の月平均値（当該月平均値
が一を超える場合にあっては一とし、〇・六
七未満である場合にあっては〇・六七とす
る。）以下であること。

二 次のいずれにも該当すること。

イ 最近三年間又は最近一年間ににおける地域
求人倍率の月平均値が一未満であること。

ロ 最近五年間におけるその地域の人口減少
率（2）に掲げる人口（住民基本台帳法
(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき
住民基本台帳に記録されている住民の数を
いう。以下ロにおいて同じ。）から（1）
に掲げる人口を控除して得た人口を（2）
に掲げる人口で除して得た数値。以下ロに
おいて同じ。が最近五年間ににおける全国
の人口減少率以上であること。

（法第六条第二項第五号の厚生労働省令で定め
る組合又は連合会）

（2） 現年度の初日の属する年の五年前の年
の一月一日（当該年が平成二十五年以前
であるときは、当該年の三月三十一日）
の人口

（1） 現年度の初日の属する年の一月一日の
人口

（法第六条第二項第五号の厚生労働省令で定め
る組合又は連合会）

（2） 現年度の初日の属する年の五年前の年
の一月一日（当該年が平成二十五年以前
であるときは、当該年の三月三十一日）
の人口

（法第六条第二項第五号の厚生労働省令で定め
る組合又は連合会）

（1） 現年度の初日の属する年の一月一日の
人口

（法第六条第二項第五号の厚生労働省令で定め
る組合又は連合会）

の並びに酒販組合及び酒販組合連合会であつ
て、その直接又は間接の構成員たる酒類販売
業者の三分の二以上が五千円（酒類卸売業
者については、一億円）以下の金額をその資
本金の額若しくは出資の総額とする法人又は
常時五十人（酒類卸売業者については、百
人）以下の従業員を使用する者であるもの
の構成員の三分の二以上が中小企業者（法第
十二条第二項第一号に規定する中小企業者をい
う。第十三条において同じ。）であることとす
る。

（法第六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事業
主）

第五条 法第六条第二項第五号の厚生労働省令で定め
る要件は、当該一般社団法人の直接又は間
接の構成員の三分の二以上が中小企業者（法第
十二条第二項第一号に規定する中小企業者をい
う。第十三条において同じ。）であることとす
る。

（法第七条第一項の厚生労働省令で定める事業
主）

第六条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める
事業主は、次に掲げる事業主とする。

一 同意雇用開発促進地域（法第七条第一項に
規定する同意雇用開発促進地域をいう。以下
この条及び次条において同じ。）内において
事業所を設置し、又は整備して当該同意雇用
開発促進地域（当該同意雇用開発促進地域に
隣接する同意雇用開発促進地域を含む。以下
この条において「当該同意雇用開発促進地域
等」という。）内に居住する求職者を雇い入
れる事業主

二 同意雇用開発促進地域内において設置し、
若しくは整備した事業所に雇い入れた当該同
意雇用開発促進地域等の区域内に居住する求
職者であった者又は当該事業所に雇用保険法
(昭和四十九年法律百十六号)第四条第一
項に規定する被保険者（第八条第二号におい
て「被保険者」という。）として雇用され
ることとなつている当該同意雇用開発促進地域
等の区域内に居住する求職者であつた者につ
いて、職業に必要な技能及びこれに関する知
識を得させるための教育訓練の実施その他
の措置を講ずる事業主

（助成及び援助に係る特別の措置）

第七条 法第七条第一項の助成及び援助を行ふに
当たつては、次に掲げる事業主について、特別
の措置を講ずるものとする。

一 前条第一号に掲げる事業主であつて、次の
いずれにも該当するもの

イ 当該事業所の設置又は整備に伴い、相当
の措置を講ずるものとする。

二 前条第一号に掲げるもののほか、同意自發雇用
創造地域における雇用の創造に資すると認め
られる事業

口 当該事業主の行う事業の実施に伴う雇用
機会の増大の効果が継続し、かつ、当該事
業が当該同意雇用開発促進地域に対して適
切な地域雇用開発の効果を及ぼすと認めら
れること。

二 前条第一号に掲げる事業主であつて、同号
の事業所が次のいずれにも該当し、かつ、當
該事業所の設置又は整備に伴い雇い入れた求
職者の数等に照らして、当該事業主の行う事
業が、当該同意雇用開発促進地域の地域雇用
開発に資すると認められるもの

イ 同意自發雇用創造地域（法第十一条第一項
の事業所が前号及びロのいずれにも該当す
るもの）に規定する同意自發雇用創造地域をい
う。以下同じ。）内に所在すること。

ロ 重难点分野（法第六条第二項第二号に規定す
る地域重点分野をいう。以下同じ。）に属
する事業を行うものであること。

（法第十条第一項の厚生労働省令で定める事業
主）

三 前条第二号に掲げる事業主であつて、同号
の事業所が前号及びロのいずれにも該当す
るもの

（法第十条第一項の厚生労働省令で定める事業
主）

三 前条第二号に掲げる事業主であつて、同号
の事業所が前号及びロのいずれにも該当す
るもの

（法第十条第一項の厚生労働省令で定める事業
主）

三 同意自發雇用創造地域内に所在する事業
所に被保険者として雇用されることとな
り、入れようとするものの相談に応じ、助言、
指導、講習その他の援助を行う事業

二 同意自發雇用創造地域内に居住する求職者
又は当該同意自發雇用創造地域内に所在する
事業所に被保険者として雇用されることとな
り、入れようとするものの相談に応じ、助言、
指導、講習その他の援助を行う事業

